

筑西市議会福祉文教委員会

会 議 録

(平成28年第1回定例会)

筑 西 市 議 会

福祉文教委員会 会議録

1 日時

平成28年3月8日(火) 開会：午前10時 閉会：午後0時26分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

- 議案第 3号 平成27年度筑西市一般会計補正予算(第9号)のうち所管の補正予算
議案第 4号 平成27年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
議案第 5号 平成27年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
議案第 9号 平成27年度筑西市介護保険特別会計補正予算(第4号)
議案第10号 平成27年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)
議案第12号 平成27年度筑西市病院事業会計補正予算(第4号)のうち所管の補正予算
議案第17号 筑西市特別職の職にある者で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について(分割付託分)
議案第21号 筑西市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の全部改正について
議案第22号 筑西市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の一部改正について
-

4 出席委員

委員長	増渕 慎治君	副委員長	保坂 直樹君		
委員	小倉ひと美君	委員	三澤 隆一君	委員	稲川 新二君
委員	大嶋 茂君	委員	真次 洋行君	委員	三浦 譲君

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 田中 佑治君

委員長 増渕 慎治

○委員長（増淵慎治君） 皆様、おはようございます。時間になりましたので、ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立しております。

それでは、3月4日に本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

補正予算議案6案、条例議案3案について所管部ごとに審査していただきたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） 異議なし。それでは、審査を始めます。

初めに、保健福祉部です。

まず、議案第3号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、本委員会の所管について審査していただきたいと存じます。

なお、議案第3号については、複数の部にまたがるため、各部の審査終了後、採決したいと存じます。

それでは、議案第3号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、保健福祉部所管の補正予算について説明を願います。

それでは、まず、鈴木医療保険課長。

○医療保険課長（鈴木利正君） おはようございます。それでは、議案第3号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」中、医療保険課所管の補正予算につきまして説明させていただきます。

12、13ページをお開き願います。歳入でございます。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金のうち、説明欄1、国民健康保険事業費負担金（保険基盤安定）6,860万6,000円の増額補正でございます。これは、負担金交付基準額が拡大されたことに伴い、増額となるものでございます。

次に、同じく同ページ中段でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金のうち、説明欄29、社会保障・税番号制度システム整備費補助金278万4,000円の減額補正でございます。社会保障・税番号制度システム整備費のうち、国民健康保険システムに係る委託料が減額となることから、補助金を減額するものでございます。

続きまして、14、15ページをお開き願います。上段でございます。款16県支出金、項1県負担金、目3民生費県負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄1、国民健康保険事業費負担金（保険基盤安定）4,804万2,000円の増額補正でございます。負担金交付基準額が拡大されたことに伴い、保険者支援分と保険税軽減分の交付見込み額が増額となることによるものでございます。

続きまして、24、25ページをお開き願います。ページ中段、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目4国民健康保険事業費、説明欄、国民健康保険特別会計繰出金4億5,367万3,000円の増額補正でございます。国・県負担金であります保険基盤安定負担金の増額に伴う法定繰出金の増額と国民健康保険特別会計における歳入不足、主に国民健康保険税の減少でございますが、に伴いまして、その他繰出金

を増額するものでございます。詳細につきましては、議案第4号で説明させていただきます。

続きまして、26、27ページをお開き願います。上段でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目8老人医療給付費、説明欄、後期高齢者医療特別会計繰出金25万9,000円の増額補正でございます。職員給与改定に伴う人件費繰出金を増額するものでございます。詳細につきましては、議案第5号で説明させていただきます。

以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を終結いたします。

次に、山口社会福祉課長。

○社会福祉課長（山口信幸君） 社会福祉課、山口でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、引き続きまして、社会福祉課所管の補正予算についてご説明を申し上げます。

ページでございますが、歳入でございます。12ページから13ページをごらんいただきたいと思います。款15項1目3の民生費国庫負担金でございます。社会福祉費負担金のところでございますが、201万7,000円の減額補正でございます。これにつきましては、生活困窮者自立支援事業の中の住居確保給付金事業に伴う減額ということになります。この事業の申請者、そういった対象者ですね、そういった方が少なくなっているということで減額をするものということでございます。

続きまして、同ページでございます。款15項2目3民生費国庫補助金の中の社会福祉費補助金でございます。4,418万2,000円の減額補正ということでございます。これにつきましては、臨時福祉給付金事業に伴う減額でございます。これにつきましては、申請率が72%になる見込みということで、あらかじめ予算のほうの減額をさせていただくというものでございます。

次に、ページでございますが、14ページ、15ページをごらんいただきたいと思います。款16項2目3の民生費県補助金でございます。その中の社会福祉費補助金でございます。27万9,000円の増額補正ということでございます。これにつきましては、平成26年度中に決定いたしました住宅手当緊急特別措置事業に係る県補助金ということでございます。これにつきましては、本来、平成27年度から生活困窮者自立支援事業が創設されたことに伴いまして、この事業が名称を変更してこの国庫負担金の中に入ってくるということで当初予算をさせていただいたわけでございますけれども、その後、平成26年度に決定したものについては、従来どおり県補助金で対応しますということで方向の変更があったために、今回、県補助金のほうに予算額を計上するものでございます。10分の10の補助ということで、同額の支出をしているところでございます。

次に、同ページでございます。款18項1目3の民生費寄附金でございます。19万6,000円の増額補正でございます。これにつきましては、12月以降5件の寄附金をいただきましたので、歳入予算のほうに計上させていただくものでございます。歳出につきましては、財政課所管の福祉事業基金への積み立てという形になります。

続きまして、歳出でございます。22ページから23ページをごらんいただきたいと思います。下段のとこ

ろに、款3項1目1の社会福祉総務費というものがございます。その中の臨時福祉給付金支給事業、こちらで4,418万2,000円の減額補正でございます。これにつきましては、歳入と同額の減額補正ということでございます。10分の10の補助ということですので、歳入歳出同額の減額ということになります。先ほど申しましたように、申請率のほうがおおむね72%になる見込みだということから、減額をさせていただくものということでございます。

次に、25ページのほうをごらんいただきたいと思います。24、25ページになります。その中の生活困窮者自立支援事業の中で、198万1,000円の減額補正ということでございます。これにつきましては、歳入と関連いたしますが、住居確保給付金事業、この対象者、申請者数が減ったことに伴う減額補正というようなことでございます。これにつきましては、昨年末までの若干の景気回復基調というのがございまして、リストラ等で企業を退職とか首になるという方が比較的少なくなっているということから、この事業の申請者数が減っているというようなことが原因ということで考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（増淵慎治君） ありがとうございます。

それでは、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 臨時福祉給付金についてなのですからけれども、歳入と歳出になるのですけれども、申請率が72%というのはどう見たらいいのかなということなのですが、支給されるということであれば全員が申請するのかなと思っていたらそうでもない。この辺のところちょっとお願いします。

○委員長（増淵慎治君） 山口社会福祉課長。

○社会福祉課長（山口信幸君） お答えいたします。

臨時福祉給付金につきましては、確かに国からいただけるということなので、私どもとしても100%の申請があるものとして予算措置のほうはさせていただいたのですが、やはりこの制度に関しては賛否両論がありまして、支給対象者の中にもですね、税金の無駄遣いはないのかと、ばらまきはないのかとかですね。申請に比較的いろいろな書類をつけます。そういうことから、個人情報関係もありまして、申請しないよという方も結構いるということが現状にあります。そういうことから、あとは対象者がお年寄りの方も多いうことも原因かと思えますけれども、そういうお年寄りの方については、民生委員さんをお願いして声かけなどを行っていただいております。そういうこともしているにもかかわらず、若干申請率が低いということはあるのかなというふうに思っております。昨年も69%、2年続けて同じことをやりまして、周知活動につきましても毎月広報紙で広報する、ホームページにも載せる、国のほうでもホームページをやっています。それから、政府広報もやっています。それでも少ないということもありますので、その辺のところは国の方向としてもこの後どういうふうに検討するかなというのは、来年も同じような形でやりますので、市としては周知活動をしっかりしていきたいというふうに考えています。

○委員長（増淵慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 周知活動が本当に対象者に届いているかという点のことなのですからけれども、民生委員から声かけを行かせたということで、それはいつの時点でやって、100%声かかっているかどうかで

すね。それで、あと反応はどうだったのかといったところはつかんでいますか。

○委員長（増淵慎治君） 山口社会福祉課長。

○社会福祉課長（山口信幸君） お答えいたします。

民生委員さんについては、この制度が始まった時代から順次通常の見守り活動の中で要援護者のお宅を訪問していただきますので、そのときに声かけをしていただくということなのです。ただ、その要援護者だからといってこの給付金の対象者になるとは限っていないということがあります。これは非課税を対象にしているということと、税の扶養にお年寄りの方がなっている場合は対象とならないということなので、あくまでも誰が対象かということ把握することはできません。そういったことから、あくまでも声かけ運動にとどまっているというのが現状でございます。でも、可能な限りそういう通知が来た場合には、申請を呼びかけるということでお願いしております。

○委員長（増淵慎治君） はい。

○委員（三浦 譲君） あと、もう一点、添付書類が煩雑だという点、あとプライバシーの問題等、その辺の添付書類についてはどういうもので、敬遠されているのは何でかということなのですが。

○委員長（増淵慎治君） 山口社会福祉課長。

○社会福祉課長（山口信幸君） やはり個人情報に対する必要以上の警戒心というのがあるのかなというふうに思います。実際この申請するときには、多分家族何人か申請書でします。その場合は、家族全員の身分証明をする書類として免許証、または保険証、そういったものの写しを必ず添付していただくという形にしています。また、口座振り込み、これを基本としておりますので、通帳の写し、こういったものも義務づけております。そういうことから、そんなことまで出すのなら出さないよというような方も何人かおられたのは事実でございます。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） ほかに。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 先ほど課長言われました生活困窮者自立支援事業の中で、生活確保給付金ということで、リストラ等が減ったということで申請が減ったということなのですが、この給付金の申請が減ったということは、経済的な困窮者が減少したというふうに捉えていいのでしょうかということちょっと聞きたいのと、あと、年々、これ毎年どのぐらいの変化があるのか、その数字だけちょっと教えていただければと思います。

○委員長（増淵慎治君） 2点でいいね、はい。

では、山口社会福祉課長。

○社会福祉課長（山口信幸君） お答えいたします。

困窮が減少したかどうかというのはなかなか判断が難しいところでございますけれども、今有効求人倍率が1を超えているということから、リストラされたとしても、ある程度やる気がある方についてはハローワークに通うことによって次の仕事を探すこともできるという環境になっているというのが現状かと思っております。直近のデータでは、10月現在のものしかありませんが、この近辺で1.3というぐあいに捉えてござ

います。

それから、過去の実績でございますけれども、この事業につきましては、リーマンショック以降の緊急経済対策の中で行われてきた事業ということでありまして、筑西市で一番多いのは平成23年度ということで、実人数33名の方に132カ月分の住宅手当を支給しております。463万円ほど支給しております。平成27年度は若干少なくなっておりまして、実数5名の方に14カ月分ということで、今現在では62万円ほどの支給になっているということです。

○委員長（増渕慎治君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） ありがとうございます。わかりました。

○委員長（増渕慎治君） 三澤委員、オーケー。

そのほか、委員の皆さん。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） よろしいですか、はい。

それでは、質疑を終結いたします。ご苦労さまでございます。

次に、杉山障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（杉山量美君） 障がい福祉課、杉山でございます。よろしくお願いいたします。

障がい福祉課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

まず、12ページ、13ページ、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金、説明欄の9、地域生活支援事業費等補助金215万1,000円の増額補正でございます。日常生活の申請が増額したことによるものでございます。国庫補助金は2分の1の負担となっております。

続きまして、14、15ページになります。県支出金になります。同じく地域生活支援事業費補助金の107万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。県補助金といたしましては、4分の1の補助となっております。事業につきましては、歳出のほうでご説明させていただきます。

続きまして、歳出でございます。22ページから25ページにまたがりまして、款、項につきましては22ページ、民生費、項1の社会福祉費、目につきましては次の24ページの身体障害者知的障害者福祉費、説明欄といたしましては、地域生活支援事業費430万4,000円の増額補正でございます。その事業の中の日常生活用具給付費等の蓄便袋・蓄尿袋といったストマ用具を必要とする患者さんの増加によるものでございます。

以上でございます。

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） よろしいでしょうか。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 先ほど言われました障害者等日常生活用具の部分で、ちょっとそのストマ用具ですか、それどういったものなのですか。

○委員長（増渕慎治君） 杉山障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（杉山量美君） ご説明いたします。

大腸がん患者さんとか、あと尿を、そういったものにつきまして人工的なものでございます。

（「わかりました。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） そのほか、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を終結いたします。ご苦労さまでございます。

次に、大山高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（大山竹治君） 高齢福祉課の大山です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、高齢福祉課所管の一般会計補正予算につきましてご説明をいたします。

24、25ページをお開き願います。歳出でございます。最下段になります。款3 民生費、項1 社会福祉費、目5 老人福祉費、節28 繰出金、説明欄、介護保険特別会計繰出金2,149万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、介護保険課及び高齢福祉課地域包括支援グループ職員の人件費の減額によるものでございます。

次の27ページ、説明欄の介護サービス事業特別会計繰出金12万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、高齢福祉課地域包括支援グループ職員の人件費の増額によるものでございます。詳細につきましては、この後の平成27年度介護保険特別会計補正予算及び介護サービス事業特別会計補正予算でご説明いたします。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（増淵慎治君） 質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 24、25の老人福祉の中で介護保険施設開設準備経費助成特別対策事業について、本会議でも部長のほうから説明あったのですが、これについて、ちょっと内容をお願いしたいのですが、介護保険施設開設準備経費補助金、どういう施設をつくる、どこへ。お願いします。

○委員長（増淵慎治君） 大山高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（大山竹治君） お答えします。

その開設準備補助金につきまして、この後、介護保険課のほうから説明いたしますので。

○委員（大嶋 茂君） ああ、そうですか。わかりました。では、結構です。

○委員長（増淵慎治君） 大嶋委員、いいですか。

○委員（大嶋 茂君） はい、結構です。

○委員長（増淵慎治君） そのほか委員の皆さん、どうですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を終結いたします。ご苦労さまでございました。

次に、岩淵介護保険課長。

○介護保険課長（岩淵寿雄君） それでは、介護保険課所管の一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

14ページ、15ページをお開き願います。1、歳入でございます。歳入につきましては、款16県支出金、項2県補助金、目3民生費県補助金、節1社会福祉費補助金、説明欄の施設開設準備経費助成特別対策事業費、補助金1,112万4,000円の増額補正をお願いするものであります。こちらにつきましては、認知症対応型共同生活介護事業所開設準備経費に係る補助金であります。詳細につきましては、歳出でご説明申し上げます。

次に、24ページ、25ページをお開き願います。歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目5老人福祉費、節の19負担金補助及び交付金、説明欄の介護保険施設開設準備経費助成特別対策事業1,112万4,000円の増額補正をお願いするものであります。こちらにつきましては、先ほど歳入で説明したとおりでございますが、認知症対応型共同生活介護事業所開設準備経費に係る補助金であります。対象施設は、筑西市吉田641番地1、定員18名、NPO法人歩実、理事長中公敏春氏であります。現在のところ建設中でありまして、平成28年4月オープンを目指しているということでございます。事業所が開設するに当たり、より安定した施設運営及び施設整備を行うために、開設準備に係る経費に対し補助金交付をするものでございます。

以上が介護保険課所管の一般会計補正予算であります。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑をいただきます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） よろしいですか、はい。

それでは、質疑を終結します。ご苦労さまでございました。

それでは、ここで議案第3号については一応ここで福祉のほうは終了させていただいて、次に、議案第4号について審議いただきたいと思っております。

それでは、議案第4号「平成27年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について審査をしていきたいと存じます。

それでは、医療保険課から説明をいただきます。

鈴木医療保険課長。

○医療保険課長（鈴木利正君） それでは、議案第4号「平成27年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,178万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億9,876万5,000円とするものでございます。

4ページ、5ページをお開き願います。初めに、歳入でございます。款1項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、目2退職被保険者等国民健康保険税、合わせて3億1,969万7,000円の減額補正でございますが、これは被保険者数の減少数の増大と平成27年度の税制改正に伴う低所得者に対する軽減拡大等による減収見込みとなることから、減額するものでございます。

次に、款3国庫支出金、項2国庫補助金、目5節1国民健康保険災害臨時特例補助金93万4,000円の増額補正につきましては、東電福島第一原発事故による筑西市の避難者に係る一部負担金、保険税の減免に対する医療費自己負担金と国民健康保険税に係る損失補填分として災害臨時特例補助金の額の決定により

補正計上するものでございます。

次に、款6項1目1療養給付費交付金、節1現年度分2億6,972万3,000円の減額補正につきましては、退職被保険者の大幅な減少に伴う交付金の減額によるものでございます。

次に、款7項1目1前期高齢者交付金5,502万6,000円の増額補正につきましては、交付額の決定により増額するものでございます。

次に、款10繰入金、項1目1一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）、節2同じく保険者支援分につきましては、法定繰入金としての保険基盤安定繰入金でございます。これは低所得者に対する保険税軽減分を公費補填されるもので、平成27年度税制改正に伴う基準額の増額によるものでございます。保険税軽減分と保険者支援分合わせて1億5,553万3,000円の増でございます。

次に、節3職員給与費等繰入金につきましては、定期人事異動等に伴う給与費等が1,123万円の減額、次に節4出産育児一時金等繰入金が見込みにより672万円の減額、次に、節5財政安定化支援事業繰入金が見込み額に基づき1,217万7,000円の減額計上をしております。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。上段の節6その他一般会計繰入金でございます。主に国民健康保険税の減収に伴います赤字補填分として3億2,826万7,000円の増額補正をするものでございます。一般会計繰入金は、合わせて4億5,367万3,000円を増額補正するものでございます。

次に、款11項1繰越金、目その他繰越金5,800万5,000円の増額補正でございます。前年度繰越金でございまして、歳出に係る経費の財源として増額するものでございます。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。歳出でございます。款1総務費、目1一般管理費、説明欄、国保総務職員給与関係経費及び項2目1賦課徴収費、説明欄、国保徴税職員給与関係経費は、定期人事異動等に伴う人件費の減でございます。また、項1目1一般管理費、説明欄、住民情報システム改修経費は、国保資格システム改修委託事業費の確定に伴い減額するもので、合わせて1,123万円を減額するものでございます。

次に、8ページから11ページであります。款2保険給付費につきましては、内容でございますが、本年度の支出見込みのうち、事業ごとに年間所要額を精査しました結果、合わせて2億4,791万5,000円を増額するものでございます。

次に、10ページ、11ページ下段の款3後期高齢者支援金等は、後期高齢者支援事業納付額の決定により、5,969万5,000円を減額するものでございます。

次に、12、13ページ、中段の款4前期高齢者納付金等につきましても、前期高齢者事業納付額の決定により、91万5,000円を減額するものでございます。

次に、款6介護納付金につきましても、介護納付事業納付額の決定により、8,051万5,000円を減額するものでございます。

次に、14、15ページをお開き願います。款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金は、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出事業の拠出金は、どちらも納付額の決定により減額補正するもので、合わせて1億1,623万円を減額するものでございます。

次に、款8保健事業費は、保健事業実施計画、データベース計画策定委託料の確定により、111万2,000円

を減額するものでございます。

以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を願います。

まず、大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） ちょっと固有名詞がわからないので、療養の給付と療養費、多分これは私に言わせれば現物と現金の違いかなと思うのですが、それでよろしいのでしょうか。

○委員長（増淵慎治君） もう一回。

○委員（大嶋 茂君） 療養の給付と療養費、この違い。これ、予算分かれています。給付費ね、その内容。多分これは現物と現金の給付の違いかなと思うのですが、それでよろしいのか。

○委員長（増淵慎治君） それだけ、大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） もう一つあるのですよ。あとは、出産一時金、今お幾らなのでしょう。それで、件数が何件分でしょうか。これ2つ。

○委員長（増淵慎治君） 2つね、出産一時金。

それでは、鈴木課長。書類そろってからでいいよ。間違ったらもう一回となって同じだから。

○医療保険課長（鈴木利正君） それでは、お答えいたします。

療養給付費でございますけれども、被保険者が疾病、負傷等により医療機関で受診した医療費について請求に基づき、保険者負担分をお支払いするのが療養給付費でございます。それから、療養費支給につきましては、被保険者が柔道整復師の施術を受けたり、コルセットなどの補装具を作製した場合に、保険者負担分の支払いをするものでございます。

○委員（大嶋 茂君） はい……

○委員長（増淵慎治君） いや、まだまだ、もう一つあるよ。

○医療保険課長（鈴木利正君） 出産一時金の支給事業費の状況でございます。過去3年の実績を申し上げます。平成25年の実績が173件、平成26年の実績が133件、平成27年度見込みが144件という状況でございます。

○委員長（増淵慎治君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） あと金額。

○医療保険課長（鈴木利正君） 金額につきましては……

○委員（大嶋 茂君） 1子につきお幾らでしょう。1人、出産するでしょう。

○委員長（増淵慎治君） 鈴木医療保険課長。

○医療保険課長（鈴木利正君） 済みません、お答えさせていただきます。

出産一時金支給事業でございますが、1人当たりにつきましては、合計で42万円支給するというところでございます。ただし、産科医療補償制度未加入医療機関での出産は39万円となっております。

（「わかりました、結構です」と呼ぶ者あり）

○医療保険課長（鈴木利正君） （続） もう一つでございますが、産科医療補償制度未加入医療機関の出産につきましては、40万4,000円となっております。

(「違うんだ。はい、結構です」と呼ぶ者あり)

○委員長(増淵慎治君) 大嶋委員、いいの。

○委員(大嶋 茂君) はい、結構です。

○委員長(増淵慎治君) では、三浦委員。

○委員(三浦 譲君) 歳入のほうで、被保険者数の減少と、あと軽減の拡大が今回の減額の主な理由という説明を受けたのですけれども、被保険者はどのくらい減ってきていますか。

それから、退職者のね、それに関連して答えが出てくるかもしれないけれども、退職者の減額分があるのですが、退職者の人数とか、そういうのもあわせてお願いしたいと思います。減ってきているのかどうなのか。

あと、システム改修は、今聞いていいですか。

○委員長(増淵慎治君) システム改修……。

○委員(三浦 譲君) どうなのだか。住民情報システムの委託料が確定されて減額になったという部分ですけれども、さっきの補正の話だけれども。こうやってみると、システム改修にしてはちょっと大きい額かなというふうに思うので、最初の当初の金額、あとこの見積もりと、これが入札しての差金分なのか、何かほかにあったのかということをお願いします。

○委員長(増淵慎治君) 以上でいいですか、3点。

○委員(三浦 譲君) そこのところ、まず聞いてから。

○委員長(増淵慎治君) それでは、答弁をお願いします。

○医療保険課長(鈴木利正君) それでは、お答えさせていただきます。

まず、被保険者数の状況でございますが、過去3カ年の状況を申し上げます。被保険者、一般、退職合わせまして平成25年度が3万5,217人、平成26年度は前年度比1,076人減の3万4,141人、中間の平成27年度の状況でございますが、中間状況でございますが、3万2,872人と前年比1,269人減のマイナス1,000人以上の減少という傾向がございます。

退職者の数字でございますが、その中の退職者につきましては、平成25年が1,906人、5.41%です。平成26年が前年比261人減の1,645人、全体の4.82%、平成27年中間では1,249人、前年比396人減の、全体で3.8%というような被保険者の構成となります。

○委員長(増淵慎治君) システムはいいのかな。

○医療保険課長(鈴木利正君) システム改修につきましては、情報政策課でまとめてやっていただいているわけでありまして。

○委員長(増淵慎治君) では、もし、わかる範囲で答えてやってください。

○医療保険課長(鈴木利正君) ……でございますが、電算システム業者に委託してございますが、制度改正に必要な場合電算等改修実施ということで実施して、当初予算が639万4,000円計上してございましたが、359万7,000円というような最終的な実績の状況になっておりますので、減額補正するものでございます。

○委員長(増淵慎治君) 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） あと、退職者の保険税の減額で、退職者の未納分というのですかね、そういうものはどうなのかというところをお願いします。それから、そういうのが含まれているかどうかね。

それから、5ページの中段あたり的一部負担金減免による損失補填という部分がありますけれども、これは一体どういう内容なのかというところですね。

これが歳出での……歳出、8ページで、それ同じことですけれども、8ページの歳入部分に出てくる86万4,000円の中身ですね。これをお願いします。

それと、システム改修では、ちょっとよくわからなかったのですが、安くする方法があるという意味なのか、それとも見積もりとは状況が違ったのかというところをお願いします。

○委員長（増渕慎治君） それでは、鈴木課長、説明願います。

○医療保険課長（鈴木利正君） それでは、まず1点、災害臨時特例補助金、一部負担金減免損失補填というようなご質問でございますが、これにつきましては、説明させていただいたとおり、東京電力福島第一原発事故に伴いまして、筑西市のほうに避難している方が3世帯6人現在いらっしゃいます。この方の医療費につきまして、国のほうで面倒見ていただけるわけですが、一部負担金、保険税の減免というようなことで、それを減免した分が国のほうから損失補填分として災害臨時特例補助金が交付される、その額が確定したことによるものでございます。

○委員長（増渕慎治君） 次、システム。

○医療保険課長（鈴木利正君） それから、システム改修についてお答えいたします。当初予算、平成27年度の当初予算を計上するときに、そのときには業者から参考図面等いただいたのが予算計上した形でございます。その後、実際に委託するに当たって精査していただいた見積もりを取った結果、その差額のとおり安くなったということでございます。

○委員長（増渕慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） さっきの一部負担金減免の制度のことなのですが、これは東電の避難者の話ですけれども、市の市民、筑西市のもともとの市民、その人で生活困窮者みたいところに当てはめるようなものはないのですか。

○委員長（増渕慎治君） 鈴木課長。

○医療保険課長（鈴木利正君） それでは、お答えします。

最初の原発避難者につきましては、毎年1年更新で国のほうから、ございますけれども、では、一般のほうにつきましては、市の規則、要綱において減免規定とかそういう生活困窮になった場合、そういうのについてもそういう規則等というのがございまして、規定がございまして、

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 9ページの国保総務職員とあるのですが、この職員というのはどういった方のことを職員という形になっているのかと、あと人数は何人ぐらいいらっしゃるのか、お願いします。

○委員長（増渕慎治君） 小倉委員、それ1つだけでいいの。

○委員（小倉ひと美君） はい。

○委員長（増渕慎治君） それでは、鈴木課長、説明をお願いします。

○医療保険課長（鈴木利正君） 職員は、この国保総務職員というのは、国保の事務事業を行っている市の職員ということをごここでは指しております。現在は7名が該当しております。

○委員長（増渕慎治君） それでよろしいですか、小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） ありがとうございます。

○委員長（増渕慎治君） それだけでいいの。再質問ないのですね。

○委員（小倉ひと美君） はい。

○委員長（増渕慎治君） ありがとうございます。そのほか委員の皆さんで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） よろしいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

これより議案第4号の採決をいたします。

議案第4号「平成27年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増渕慎治君） 挙手全員。

よって、本案は可決されました。ありがとうございます。

それでは、次に、議案第5号「平成27年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について審査をしていきたいと存じます。

それでは、医療保険課から説明を願います。

○医療保険課長（鈴木利正君） それでは、議案第5号「平成27年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」につきまして説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億95万6,000円とするものでございます。

4ページ、5ページをお開き願います。まず、歳入でございます。款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2その他繰入金、節1人件費繰入金25万9,000円の増額でございます。これは給与改定及び制度改正に伴う後期高齢者医療職員給与関係経費の増により、一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般総務費25万9,000円の増額補正につきましては、説明欄のとおり、後期高齢者医療職員給与関係経費の増によるものでございます。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いします。

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を終結いたします。

これより議案第5号の採決をいたします。

議案第5号「平成27年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増淵慎治君） 挙手全員。

よって、本案は可決されました。ご苦労さまでした。

それでは、次に、議案第9号について審査します。

議案第9号「平成27年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第4号）」について審査をしていきたいと存じます。

それでは、介護保険課から説明を願います。

岩淵介護保険課長。

○介護保険課長（岩淵寿雄君） よろしく申し上げます。介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明申し上げます。

4ページ、5ページをお開き願います。1、歳入でございます。款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、節1現年度分特別徴収保険料630万8,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、款4国庫支出金、項2国庫補助金、目10地域支援事業交付金、節2包括的支援・任意事業交付金1,118万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、款6県支出金、項2県補助金、目1地域支援事業交付金、節2包括的支援・任意事業交付金559万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

以上の保険料国庫支出金、県支出金の減額補正につきましては、地域包括支援センター職員の人事異動等による人件費の精査をしたことによるものでございます。

次に、款8繰入金、項1一般会計繰入金、目2その他一般会計繰入金、節1職員給与費等繰入金1,590万8,000円の減額補正をお願いいたします。これにつきましては、人事異動等により介護保険課職員の1名減したところに伴い人件費の削減に当たるものでございます。

次に、目10地域支援事業繰入金、節2包括的支援・任意事業繰入金559万2,000円の減額補正をお願いするものであります。こちらにつきましては、保険料、国及び県補助金の減額補正と同じく地域包括支援センター職員の人事異動等による人件費の精査をしたことによるものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄、介護保険総務職員給与関係経費1,590万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、歳入でご説明をいたしました職員給与等の繰入金の減額補正と同じく人事異動による介護保険課職員1名減に伴う人件費の削減でございます。

次に、款4地域支援事業費、項2地域包括支援事業・任意事業費、目1介護予防マネジメント事業費、説明欄、介護予防ケアマネジメント事業費2,867万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、歳入でご説明した保険料の国庫支出金、県支出金、地域支援事業繰入金の減額補正及び同じく地域包括支援センター職員の人事異動に伴う人件費の精査によるものでございます。

以上が介護保険特別会計補正予算の説明でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 今、人事異動だから本当は総務の話ですけれども、中身はこっちなので聞きますけれども、職員を1名減らしたという件のことなのですからけれども、当然仕事には支障ないようにやっているとと思うのですが、この減をするというのは結構大きな影響があると思うのですよね。その点はどういふふうにかバーをしたりやっているか。

あとは、定員の適正化計画というのがあるから、あっちこっちで人数を減らすわけですけれども、今後についての担当のほうでの考え、どうなのかということ。

○委員長（増淵慎治君） それでは、説明願います。

○介護保険課長（岩淵寿雄君） それでは、説明いたします。

介護保険課職員の1名減ということで、当初予算に上げましたのは20名程度で上げたのですけれども、実際人事異動を決定したときには19名という形でございまして、それで、業務的に仕事のことにちょっとどうなるのかなということもありまして、昨年6月補正で臨時職員として計上させていただきまして、その分、平成27年度については臨時職員で対応して賄ったと。ですので、今後そういった人数的なものを今20名の段階で適正かなと思われまますので、そういった点、執行部のほうにも翌年度予算計上もその人数で上げさせていただきます。

○委員長（増淵慎治君） はい、再質問ですか。

○委員（三浦 譲君） わかりましたけれども、結局臨時職員で補充するというのは、今の市がやっているやり方、人件費減らすためにそういう方法をあちこちでやっているのだけれども、それが現場では支障がないのかどうかということなのですね。できるだけ簡単な単純な仕事をやらせるのだと思うのですが、その辺はどうなのですかね、実際。

○委員長（増淵慎治君） それは部長だね、はい、部長。

○保健福祉部長（神原光司君） お答えします。

人員、人数の減というのは、当然最初の人事異動のときでもあり得ますけれども、現在、若い方がかなり多く入ってきています。ですから、産休・育休、もうこれを取るのは何人いるのだろう、相当数いるのですよ。そういう方についても、では、本採用でそこに補充というわけにはいかないんで、結局その部分をアルバイト等でやっております。介護保険なんかの場合には、アルバイトから実績踏めば嘱託という専門職の部分でやってもらえることにもなりますので、そういうところで回しているというのが実情でございます。

以上です。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を終結いたします。

それでは、これより議案第9号の採決をいたします。

議案第9号「平成27年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第4号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増淵慎治君） 挙手全員。

よって、本案は可決されました。ご苦労さまでございました。

次に、議案第10号「平成27年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）」について審査をしていただきたいと思います。

それでは、高齢福祉課の大山課長、説明をお願いします。

○高齢福祉課長（大山竹治君） 議案第10号についてご説明申し上げます。

4ページ、5ページをお開き願います。歳入でございます。款6繰入金、項1目1節1一般会計繰入金12万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、居宅介護職員2名に係る人事異動に伴う人件費の増によるものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。歳出でございます。款1介護サービス事業費、項1居宅介護サービス事業費、目2居宅介護支援事業費、説明欄、居宅介護職員給与関係経費12万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、歳入でご説明申し上げました居宅介護支援職員2名の人事異動等に伴う人件費の増によるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（増淵慎治君） ありがとうございます。

それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を終結いたします。

これより議案第10号の採決をいたします。

議案第10号「平成27年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）」について、賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増淵慎治君） 挙手全員。

よって、本案は可決されました。ご苦労さまでございました。

次に、議案第17号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、これは分割付託分ではありますが、審査をしていただきたいと思います。

それでは、障がい福祉課、杉山課長から説明をお願いいたします。

○障がい福祉課長（杉山量美君） 議案第17号のうち、障がい福祉課所管の改正部分についてご説明申し上げます。

2ページをお開き願います。改正部分につきまして、非常勤特別職の報酬等について定めた別表第4項中の「障害者介護給付等審査会」の次に、新たに協議会の委嘱を加えまして、それぞれの委員会委員等の職に対し報酬額を定めるものでございます。

内容についてご説明申し上げます。福祉有償運送運営協議会につきましては、平成18年10月に施行されました改正道路法により、一定要件を満たした場合について、NPOや社会福祉法人等が身体障がい者、要介護者などの1人では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者の移動手段として、許可制から登録制とした自家用自動車により有償運送が位置づけられました。一定の要件の中に、運送の区域内にある市町村に運営協議会を置き、運営協議会において協議が調っていることを証する書面を申請書に添付するというのが条件となっております。その運営協議会の設置に伴い、委嘱する会長、委員の報酬を定めたものでございます。報酬額につきましては、他の各種協議会等の委員さんの報酬の額に合わせ、会長が日額5,500円、それ以外の委員さんは日額4,800円とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 確認なのですが、今までなくて、今度できたと。それで、委員さんの役員さんの旅費だということですか。いや、これは日当ということですね。

○委員長（増淵慎治君） 杉山課長、説明願います。

○障がい福祉課長（杉山量美君） お答え申し上げます。

日当でございます。

○委員長（増淵慎治君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 先ほど大嶋議員言われたこの有償運送事業ですね、サポート、自家用車でサポートするということなのですが、これ実際どのぐらいの数の方が今……。

○委員長（増淵慎治君） よろしいですか、杉山課長。

○障がい福祉課長（杉山量美君） 数というのは、利用されている方。

○委員（三澤隆一君） 利用されている、自家用車を利用してそのサポートというか、日額をいただきながら動いている方というのはいらっしゃるのですか。

○委員長（増淵慎治君） はい。

○障がい福祉課長（杉山量美君） これにつきましては、新たに登録をしたいという事業者さんが、今までなかったわけですが、今回その事業者さんが、例えば利用する方についてはグループホーム等に入所されている方で、どうしても日中一時、移動支援というサービス事業はあるのですけれども、それに該当しない障害者の方を事業所がその独自の自家用車を使って移動したいというようなことで登録をしたいということで、今回その登録に当たりまして、陸運局の申請だけでは、地元のタクシー業者さんとか、介護タクシーとかというお金をいただく事業者もいらっしゃるのです、ただ単に簡単にはできませんよと、地元でも必要なのでということで、協議会を立ち上げて、認める。申請してくださいね、ということなので、今回協議会を立ち上げたわけでございます。

○委員長（増淵慎治君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） あくまでも個人の方は参入できないということで、事業者の中で内部でやるということですね。

○障がい福祉課長（杉山量美君） そうですね。

○委員（三澤隆一君） 10月よりスタートして今までそれはなかった。

○障がい福祉課長（杉山量美君） なかったです。

○委員（三澤隆一君） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（増渕慎治君） そのほか。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 念のため聞きますけれども、例えば現在、介護施設なんかで障害者を運んでいるといったものは対象にはならないということですか。

○委員長（増渕慎治君） 杉山課長。

○障がい福祉課長（杉山量美君） 介護に関しましては、介護の移動のほうでサービスが受けられるものがあります。それもちょっと幅広いですが、障害者の方についてはその利用の幅が狭いものですから、そういったものもちょっと救済の手を出しましょうということで。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） そのほか。

（「補充」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） では、部長、お願いします。

○保健福祉部長（神原光司君） 補充説明なのですが、結局何でこの運営協議会というのを立ち上げるかという、輸送の業者、要するにタクシー会社、バス会社等の営業圧迫につながるようになるのですよ。だから、この協議会の中で認められたというふうな、先ほど言った法人とかに対して、同意したと、協議会が。という意味合いの書面を出してもらうということで、円滑な運営に供するというような意味合いのものです。

○委員長（増渕慎治君） そういう民間のタクシー会社まで。

○委員（三浦 譲君） わかりました。

○委員長（増渕慎治君） はい。それでは、ほかによろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を終結いたします。

次に、高齢福祉課から説明を願います。

大山高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（大山竹治君） それでは、議案第17号のうち、高齢福祉課所管の改正部分についてご説明いたします。

同じく2ページをごらん願いたいと思います。改正部分につきましては、非常勤特別職の報酬額について定めた別表第2第4項中、地域包括支援センター運営協議会の次に、新たに委員会を加えまして、それぞれの委員等の職に対して報酬額を定めるものでございます。

内容につきましてご説明申し上げます。2ページの下段の部分になります。地域ケア会議につきましては、高齢者が可能な限り住みなれた地域でその有する能力に応じた日常生活を営むことのできるよう、地

域包括ケアを推進するための会議の設置に伴いまして、委嘱いたします会長、委員の報酬を新たに定めるものでございます。報酬額につきましては、他の各種審議会等の委員の報酬額に合わせまして、会長は月額5,500円といたしまして、それ以外の委員につきましては、月額4,800円とするものでございます。

次の生活支援コーディネーターにつきましては、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的といたしまして、地域において、生活支援・介護サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす生活支援コーディネーターを配置するものでございます。報酬額は、月額6,800円とするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を願います。

稲川委員。

○委員（稲川新二君） このコーディネーターさんの配置先であったりとか人数、コーディネーターに要する資格要件などがあればお聞かせください。

○委員長（増淵慎治君） 大山課長。

○高齢福祉課長（大山竹治君） お答え申し上げます。

配置先につきましては、現在は地域包括支援センターの中に配置することを考えております。人数につきましては、2名を考えております。コーディネーターの方の資格等につきましては、特段の資格はございませんけれども、地域づくりや住民による自発的な活動支援等の実績のある方、ボランティア活動とか、自治会さんなどの地域活動に携わってきたような方などを想定しております。

以上でございます。

○委員長（増淵慎治君） 稲川委員、いいですか。

○委員（稲川新二君） 人数が少ないような気がしますね。

○委員長（増淵慎治君） いや、質問して。いいですか、はい。

では、大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 地域ケア会議、今まではなかったのですか。地域ケア会議の内容、これを質問します。

○委員長（増淵慎治君） 大山課長。

○高齢福祉課長（大山竹治君） お答え申し上げます。

地域ケア会議につきましては、今、平成27年度、今年度までは社会福祉協議会に委託しまして、地域包括ケアシステムということで、下館地区と明野地区で月2回程度開催しておりました。これは今度制度が改正になりまして、地域包括支援センターが、市が開催するようなことの通達がございまして、平成28年度から内容的には今までやっていた社会福祉協議会で主導しておりました個々の事例検討であるとか、いろいろなサービスの不足部分についての検討だとか、そういったことについて一元化した地域づくりにつきまして検討していく会議となります。

以上でございます。

○委員長（増淵慎治君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 地域包括支援センターに移ったということですか。

○委員長（増淵慎治君） 大山課長。

○高齢福祉課長（大山竹治君） お答えいたします。

そうです、おっしゃるとおり地域包括支援センターで開催するということになっております。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） ほかに質疑をいただきたいと思いますが、よろしいですか。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） コーディネーターのほうですけれども、今までもサービスの調整はやっていたわけですよね。今度このコーディネーターを入れるというのは、何が不足して入れるのかという部分がよくわからないのです。しかも、ボランティア、資格がなくてボランティアなんかの経験者ということもあって、経験上は専門的なのでしょうけれども、その点は果たして責任を持つといった場合どうなのかなということなのですが、これ何が目的なのかということなのです。

○委員長（増淵慎治君） それでは、大山課長、説明願います。

○高齢福祉課長（大山竹治君） お答え申し上げます。

今のサービスの調整という今委員さんおっしゃったことにつきましては、これ地域ケア会議のほうの部分ではサービスの調整ということをやっておりました。今度は新たに配置します生活支援コーディネーターにつきましては、平成27年介護保険改正に伴いまして平成29年度から介護予防の訪問看護等通所介護、これが市町村の総合事業ということに移行してまいります。そのために、今不足するサービスがいろいろございますので、そういったサービス提供に向けまして、このいろいろなコーディネートしていただく方ということで、主な業務内容につきましては、生活支援、今ある介護予防生活支援、介護予防サービスに関する地域資源ですね、こういったニーズの把握をしていただくことであるとか、担い手さんの養成であるとか、生活支援を提供できる活動の場をつくっていただくこととか、生活支援サービスを利用する方とのサービスのマッチングをしていただく、そういった役割を考えております。

○委員長（増淵慎治君） はい。

○委員（三浦 譲君） そうすると、仕事は非常に新規分野だから大変だと思うのですね。今後支援部分をボランティアで補完するということなのですから、ニーズの調査だとか、内偵をするだとか、マッチングなんかは非常に専門的のように感じるし、情報もかなり、集まってくる体制をつくるのかなんていうのがあるし、2人で大丈夫なのかなという感じがしますね。

○委員長（増淵慎治君） 大山課長。

○高齢福祉課長（大山竹治君） お答え申し上げます。

配置人数2人ということに関しましては、平成28年度、2人をお願いしているところでございます。国のほうでも日常生活圏域、筑西市の場合は5圏域でございます、に大体1名を配置するように通知がございます。将来的には5名程度の配置を考えておりますけれども、当面、今後どういったことをやるにしても、いきなり5名というのはなかなか難しいところもあるものですから、当面2名で事業を進めていきたいと考えております。当然、市だけではなかなか難しいので、社会福祉協議会と連携を図ってやっていき

たいと考えております。

以上でございます。

○委員長（増淵慎治君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を終結したいと思います。

これより議案第17号の採決を行います。

議案第17号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（分割付託分）」についての皆さんの賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増淵慎治君） 挙手全員。

よって、本案は可決されました。ありがとうございます。

委員の皆さん、あと2つの議案がありますので、続けていきますので、よろしく願います。

（「休憩とって、トイレ……」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） 委員の中からトイレ休憩の声が出ましたので、それでは、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時15分

再 開 午前11時25分

○委員長（増淵慎治君） それでは、委員会を再開いたしたいと思います。

それでは、次に、議案第21号「筑西市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の全部改正について」審査をしていきたいと存じます。

それでは、介護保険課より説明いただきます。

岩淵介護保険課長。

○介護保険課長（岩淵寿雄君） それでは、議案第21号「筑西市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の全部改正について」ご説明いたします。

この条例の改正につきましては、国が定める指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準が一部改正されたことを受けて、市条例を改正するものでございます。

今回の改正に当たりましては、国の基準省令と市条例の条項番号が一致しておらず、また地域密着型サービスに地域密着型通所介護が創設されたことにより、さらに条項番号にずれが生じてしまいました。このことにより、地域密着型通所介護の追加及び国の基準省令の条項番号に市条例の条項番号を改めることにより、条例の改正や運用に際し、条文の引用や準用等の事務を円滑に行うため、全部を改正するものでございます。

議案1ページ、目次でございますが、第1章、総則、第1章の2、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、第2章、夜間対応型訪問介護まで条項番号の改正と番号改正に準用するもので、変更表記には具体的な内

容は変わっておりません。

次に、第2章の2、地域密着型通所介護であります。第19条から第40条の16までが今回の省令改正により新たに創設されたサービスであり、国が定めた人員、設備、運営の基準にのっとり、市条例で定めたものでございます。地域密着型通所介護は、これまでの通所介護のうち、定員18名以下の小規模な通所介護について、少人数で生活圏域に密着したサービスの観点から、地域密着型サービスに移行されたものであります。

また、第34条で地域との連携として、事業所に対して運営推進会議の設置が義務づけられたものであります。地域密着型通所介護事業所は、おおむね6カ月に1回以上運営会議を開催することとされており、利用者やその家族、地域住民の代表、市職員等により構成され、事業所の活動状況報告や評価、また要望や助言等を聞く機会を設けるものです。さらに、これら報告、評価、要望、助言等は記録の上公表することが義務づけられました。

次に、第3章、認知症対応型通所介護につきましても、今回の改正で地域密着型通所介護と同様に、運営推進会議の設置が義務づけられました。

次に、第4章、小規模多機能型居宅介護から第8章、看護小規模多機能型居宅介護までにつきましては、条項番号の改正であり、具体的な内容はこれまでと変わりはありません。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（増淵慎治君） ありがとうございます。

それでは、質疑を願います。

稲川委員。

○委員（稲川新二君） 条例の改正なのですけれども、例えば自分が利用したいサービスが自分の周りになかった場合、例えば筑西市には自分の利用したいサービスの事業所がなかったと、桜川市の事業所へ通いたいみたいな部分で、こういった対応をなさるのかなというところを聞きたい。

それと、もう1点、現在これに当たる事業所の数を。

○委員長（増淵慎治君） よろしいですか。

○委員（稲川新二君） はい。

○委員長（増淵慎治君） それでは、説明を願います。

岩淵課長。

○介護保険課長（岩淵寿雄君） 今現在、地域密着型というのは平成28年4月から18床以下についてはその市がやっているところですが、これまでに他町村から、桜川市ですとか、筑西市を利用している方については、今までどおり利用はできます。新たに入ってくるということとはできないということです。

○委員長（増淵慎治君） あと、もう一つ。施設、数でしたか。

○委員（稲川新二君） 事業所の数。

○委員長（増淵慎治君） 数、はい。

○介護保険課長（岩淵寿雄君） お答えいたします。

今回18床以下の地域密着型事業所が生まれることにつきましては、県のほうから今現在これは手元であ

るのが、27日現在の資料ですが、今までの事業所としては全体では39カ所ございました。その中で18床以下の地域未着型については24事業所、こちらは今現在の持っている数字でございます。

以上でございます。

○委員長（増淵慎治君） 稲川委員。

○委員（稲川新二君） そのほかの地域、ほかの自治体へは行けないとなった場合は、やっぱり自分が利用したいサービスを行っている事業所と行ってない事業所というのがあると思うのですが、その辺の連携って、本当に利用できないという部分で何となく利用者が不便な感じが出るような気がするのですが、その辺の連携というか、そういったものというのはどんなものなのでしょうか。

○委員長（増淵慎治君） 稲川委員、それだけでいいですか。

○委員（稲川新二君） はい。

○委員長（増淵慎治君） それでは、岩淵課長、説明願います。

○介護保険課長（岩淵寿雄君） 一応先ほど言いましたように、例えば市町村間の同意ということもありますので、そういった点について、利用するについて協議しながら事業を進めるということも十分できます。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） よろしいですか……本人納得しないみたい、大丈夫ですか、はい。

次に、真次委員。

○委員（真次洋行君） この中でいろいろな地域密着型、大変にこれから大事な部分で、国の政策としてもこういう形で進めるとあります。特にその中で、これから高齢者がふえて、特に認知症がふえるということでありまして、この認知症について、ここにありますね、認知症対応型共同生活介護という、こういう施設というのは筑西市はこれから認知症だけの、認知症が一般の介護の人たちと一緒にするといろいろな形であるので、認知症だけの介護の施設みたいなのは、そういう形では考えているのか。そういうことはどうしようにするのかということね。特に受けているのは、認知症の人が一般のこういう施設に入ったとき違うので、認知症は認知症の人同士の施設というか。例えば今これで言っているのは、18人以下であれば地域密着型ですから、そういう形でできると思うのですが、その辺は今回のこういうことの中でどういうふうに考えているのか。もしあるとしたら、幾つぐらい今この認知症だけの施設というのがあるのかどうか。

○委員長（増淵慎治君） 真次委員、それだけでいいの。

○委員（真次洋行君） とりあえずそれでいいです。

○委員長（増淵慎治君） では、岩淵課長、説明願います。

○介護保険課長（岩淵寿雄君） 先ほども対応という形で説明したと思うのですが、今回6期計画の中で平成27年に1事業所を募集しまして、それから平成29年にも1事業所を設置する予定で計画上は行ってございます。それで、認知症対応型の現在筑西市の数でございますが、今筑西市の中では10施設が現在運営をしております。ですので、今回、先ほど言いました歩実が1施設、それから平成29年度にまた1施設で2施設、そちらがプラスになるということでございます。

○委員長（増淵慎治君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） では、今筑西市には10施設が認知症、これは介護を含んだ施設ということですか、認知症の人と介護の人は別の施設ではなくて。それはどういう施設になっているのですか。まず伺いたい。

それで、今こういう施設あるのですけれども、特にこの認知症の人が大変に多いのですよ。そういう形で筑西市は将来こういうのはどういう形で考えて、なっていくのか。その辺を心配する方が結構いらっしゃるのですね、各家庭で、こういう時代です。その辺について、今何人ぐらいいて、こういう施設というのがこれからできるとしても、どのくらいのこういうこと要望があって待っている人たちがいるのか。その辺つかんでいますか。わかれば教えてください。

○委員長（増淵慎治君） それでは、岩淵課長。

○介護保険課長（岩淵寿雄君） こちらにつきましては、認知症対応型の高齢者のグループホームとって、認知症と、それから……

○委員長（増淵慎治君） はい、どうぞ。

○介護保険課長（岩淵寿雄君） 28年の2月1日認定で、認知症、入所が希望、待機の方につきましては、15名……

○委員長（増淵慎治君） 今真次委員のやつの中で、もし補足であれば、部長、これからの認知症に対しての当市の福祉も含めての考え方、非常に補足でもあれば、どうでしょう。これからのそういう質問をしているのだと思うのですけれども。

○委員（真次洋行君） ちょっと待って。それで、今10施設さっきあると言いましたけれども、この中で、市は把握しているのですね、認知症の人たちが入っているのは何人が入っているかというの、きちっと今。だから、それも聞いたのです。何人ぐらいそういう形で今現在でいらっしゃるか。それに対して今言ったのは、15名ぐらいがそういう施設の空きを待っているという意味だと思うのだけれどもね。

○介護保険課長（岩淵寿雄君） 一応、10施設で、定員としては合計で171ございます。その中で、入所者数として154名が入所しております。

（「それ、さっき……」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） いや、部長、もし今、これからの認知症が非常にふえていると。わかる気しますけれども、それに対しての……

○保健福祉部長（神原光司君） はい、お答えします。

本会議の中でも大嶋議員からも何人ぐらいいるのだから質問ありましたけれども、やっぱりこれから高齢化ますます進展していきますから、当然数はどんどんふえていきます。脳細胞は決して若返りませんので。ただ、入所できるとしなればならないという状況の方は今言ったとおりでございまして、そのほかにつきましては認知症対応型の通所介護的なもので対応するとか、あとは今やっている認知症サポーターなんかで地域での見守り運動なんかをやっていかなければならないのかなど。いずれにしても、もう公的な社会保障制度の枠組みの中で対応するという事は困難になってくると思います。ですから、やっぱり地域の見守り等を拡充していく方向を模索しなければならぬと感じております。

以上です。

○委員長（増渕慎治君） はい。

○委員（真次洋行君） これはこれからの筑西市にとっても大事な、ますますこれからふえる。あともう10年もすれば本当に認知症の人がふえる、減るということはない、ふえるということが言われております。そういう中で、今大事なのは地域もそうなのですけれども、今度の新しいこの出てきている地域密着型サービスの中で、そういうことを頭に入れて、要するに家庭では見れない人たちがたくさん多く出てくる問題もあると思う。その辺、やっぱり今回のこの改正の中で、地域密着型の中で認知症というか、そういう人たちの対応というのをきちんと考えていくように、これからこの文章がせっかく新しくできていますので、そういうことを考えていくことはこれから必要ではないかと思うのですけれども、この前も裁判の鉄道事故、名古屋の、あれの問題がこれからクローズアップされていくと思うのですよね。自分たちの家では守れない。やっぱり地域がこういう人たちについてどう把握していくかということが大事な、それとこれと絡み合った形で、今度のいろいろなことが出てきているのだと思います、国の政策。だから、その辺を筑西市は今後どうするのかだけわかれば教えてください。

○委員長（増渕慎治君） はい、どうぞ。

○介護保険課長（岩渕寿雄君） 一応、認知症としてはだんだんふえてくるのではないかと思います。そういった点につきましても、市としてもそういった予防的なことを前もってできるような形でそういった仕組みを進めていって、少しでも認知症を減らしていかなければならないのかなということでも市のほうも考えておかなければならないと考えております。

以上でございます。

○委員長（増渕慎治君） はい。それでは、そのほか。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 今度の条例改正で定員規模で分けて18人以下は地域密着型通所介護とかいうのに移行するわけですね、規模によって振り分けると。それはどういう意味があるのか、そもそも。どういう理由でそうなってきたのかという点、まずお願いします。

それと、あと、国が支払う報酬が規模によって今回の改正によってどうなるのか。事業者が大分今疲弊していると。今、施設の閉鎖するところもふえているというのはあるわけですが、テレビなどでもありますけれども、そういうのと連動しているのかどうかという件ですね。

それから、新しい会議、推進会議をつくりますよね。運営推進会議。これはさまざまな人が客観的に要望言ったり評価したりということができるといふふうには受け取るわけですが、そこへ市も入るといふことなのですね。それ自体は大変必要なことだといふふうには思うのですが、それがちゃんと機能するように持っていくということが大事なので、そこには市の役割が大きいだろうと思うのですね。そうすると、市は新たな仕事を今度やらなくてはならないわけで、その点は非常に職員への負担もかかってくるだろうと思うのですが、その点は大丈夫なのかなという点を、どういふふうには事業者とかかわっていくかということになるわけですけれども、その点は大丈夫なのですかね。

○委員長（増渕慎治君） それでは、説明を願います。岩渕課長。

○介護保険課長（岩渕寿雄君） お答えいたします。

利用者18名ということで、実際には非常に可能な限り居宅とかそういった能力について、自立した日常生活を営むことができるような、日常生活の世話とか訓練、そういったことをうまく機能させて、利用者が社会的にも孤立解消、身体の機能の維持のために精神的な負担を軽減するというので、非常に地域密着型というのはごく家庭的な感じで、いわゆる市町村において直接そういったことも受け入れられるということで、余りにも今度人数が多過ぎるとそれがちょっと対応できないということもありますので、そういった点について18床がいいかなということで決められたのではないかと思います。

それから、報酬につきましては、国のほうの制度として、国庫、それから県分と、例えば報酬として、補助として、市のほうにも入ってくるということでございます。

それから、推進会議につきましては、推進会議につきましては、市の職員、それから利用者、それから利用者の家族、それから地域の代表、そういった方々が入ってございますので、やはりそれは市の職員が入っているということにつきましては、そういった意味合いについてもやはり市のほうでもある程度そういった内情のことも指導したりなんかというのは必要になるかと思っておりますので、そういった点については常に市の職員でそれを対処していかなくてはならないものと。ですので、今現在では職員等このことについて増員ということはないのですが、今後そういった進め方、そういった部分については考えていて、その状況に応じては職員の増員、そういったことも考えていかなくてはならないと思っているところでございます。

以上です。

○委員長（増淵慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 今の人員的な負担もだんだんとふえるし、24施設を市がカバー、直接カバーしなくてはならないということは大変なことだろうと思うのですね。それで、それは増員でやってもらったほうがいいのかというふうに思いますが。

あと、報酬との関係でいうと、地域密着型通所介護が新たに入ることによって、報酬も変わるのではないですか。規模によって報酬が変わるわけだけれども、さらにそれが今回細分化されて、小さいところの報酬は引き下げられるのだと思うのですが、そうすると、施設にとっては大変な負担がきて、継続性という点でどうなのかなというふうに思うのですが、その辺はどう考えているか。

○委員長（増淵慎治君） では、岩淵課長、説明をお願いします。

○介護保険課長（岩淵寿雄君） 地域密着型に変わるということにつきまして、現時点では地域密着型介護系になっても、従来の通所介護の単価として変更は今のところございません。

（「今のところ……わかりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） ほかに。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） お尋ねします。というのは、看護小規模多機能型居宅介護なのですが、これはいつから始まって、今筑西市には何カ所ありますか。私が勉強していたときはこれなかったのだよね。内容的なもの、雑駁でいいですから。

○委員長（増淵慎治君） 岩淵課長。

○介護保険課長（岩渕寿雄君） 平成24年度からということになります、筑西市におきましては今のところゼロ件です。

（「わかりました、結構です」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） ほかにございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を終結いたします。

これより議案第21号の採決をいたします。

議案第21号「筑西市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の全部改正について」、賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増渕慎治君） 挙手全員。

よって、可決されました。

次に、議案第22号「筑西市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の一部改正について」審査していきたいと存じます。

それでは、介護保険課から説明をお願いいたします。

岩渕介護保険課長。

○介護保険課長（岩渕寿雄君） 議案第22号「筑西市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、国が定める指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正を受け、市条例を改正するものでございます。

まず、1ページにつきましては、議案第21号の筑西市指定地域密着型サービスに係る基準等を定める条例の全部改正により、引用している条項が変わるため、改めるものでございます。

次に、今回の主な改正点について申し上げます。2ページ、第39条関係の改正であります。介護予防認知症対応型通所介護の運営基準において、第39条、地域との連携等の規定に事業所に対し運営推進会議の設置を義務づけるとともに、おおむね6カ月に1回以上運営推進会議を開催することを定めるものです。運営推進会議は、先ほど言いましたように、利用者、家族、地域住民の代表者、市職員等により構成されて、要望、助言等について聴く機会を設けるものです。

また、第39条第5項に、例えば2階建てのサービスつき高齢者住宅建物の1階が介護予防認知症対応型通所介護事業所で、2階部分が居住スペースであった場合、同一建物の居住者のみではなく、居住者以外の方にもサービスを提供するようとの規定を追加するものであります。

以上が筑西市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の一部改正の内容でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） さっきの条例との関係ですけれども、運営推進会議で報告、評価、要望、助言の記録を作成して公表すると、こうなっているわけですよね。その記録の公表というのはどういう形でやるのか。そして、誰がやるのか。

○委員長（増渕慎治君） それでは、説明をお願いします。

○介護保険課長（岩渕寿雄君） 公表につきましては、各事業者や広報紙並びにホームページ等、それぞれ公表の仕方があるものですから、そういった中で事業者の独自で公表すると。

○委員長（増渕慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 利用者から市までかかわって議論をする会議という建前ですから、要するに施設で今あちこちで言われているような不祥事だとか、そういうのを未然に防ぐという役割だと思うのですが、利用者から見ると、施設の比較ができるわけですね。できるかもしれないわけですね。そうすると、事業者だけが公表義務があって市のほうにはないということはどうなのか、利用者から見ると不便だなということなのですか、そういうことはできないのですか。

○委員長（増渕慎治君） 説明をお願いします。

○介護保険課長（岩渕寿雄君） 先ほど言いましたように、今現在では事業者が公表するという形になっておりますので、そういったことで進めさせていただきたいと思います。

○委員長（増渕慎治君） そのほか。

稲川委員。

○委員（稲川新二君） この事業者のサービスの形態が3つあると思うのですが、通所型と居宅と共同生活型とあると思うのですが、先ほどの事業所のうちの振り分けというかがわかれば。あと、どの地域にあるというの、わかればお聞かせください。

○委員長（増渕慎治君） はい、大丈夫ですか。説明をいただけますか。

それでは、説明願います。

○介護保険課長（岩渕寿雄君） 通所介護につきましては、デイサービスといった形で宿泊を伴わない通いの形が通所介護。それから、認知症の共同生活型、これはグループホームと言われているものですが、グループホームにつきましてはこれは認知症型の宿泊を伴った食事とか入浴、そういったものを支援して機能訓練を行っていく、そういった施設です。小規模多機能型、これにつきましては、小規模居住系サービス施設で、やはり通いを中心とした訪問、短期間の宿泊もできる、そういった組み合わせの中で、入所、入浴とか食事そういったものができる施設、そういったものでございます。

以上でございます。

○委員長（増渕慎治君） よろしいですか、稲川委員。

○委員（稲川新二君） すみ分け、事業所のすみ分けがあると思うのですが、皆さんそれぞれ行っているということで、先ほどの24事業所と今回の予防サービスの事業所というのはまた違うのでしょうか。24施設が……それはいいですね。

○委員長（増渕慎治君） それでは、説明願います。

○介護保険課長（岩渕寿雄君） 予防サービスの事業所とは違います。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

○委員長(増淵慎治君) そのほかございましたら。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(増淵慎治君) それでは、質疑を終結いたします。

これより議案第22号の採決をいたします。

議案第22号「筑西市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の一部改正について」、賛成者の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長(増淵慎治君) 挙手全員。

よって、可決されました。ご苦労さまでございます。

市民病院……来ているのだろう。

(「来ています。どちらでも」と呼ぶ者あり)

○委員長(増淵慎治君) どうする……。

それでは、やりますので、お願いします。

では、委員の皆さん、第12号にいきますので、よろしく、市民病院。12号用意してください、皆さん。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(増淵慎治君) それでは、皆さん、次に市民病院事務部所管の審査に入りたいと存じます。

議案第12号「平成27年度筑西市病院事業会計補正予算(第4号)」のうち、本委員会の所管について審査をしていきたいと存じます。

それでは、病院総務課から説明願います。

○病院総務課長(上村好夫君) 市民病院総務課長の上村でございます。よろしく願いいたします。

議案第12号「平成27年度筑西市病院事業会計補正予算(第4号)」のうち、市民病院所管の補正予算についてご説明申し上げます。

まず、第1条では、収益的支出の補正予算でございます。給料改定と職員の退職、人事異動による増減を給与費の節内での予算を入れかえるもので、款項目での補正はございません。

続きまして、第3条から第5条までは、新中核病院整備に関連した補正でございます。

第6条は、当初予算第8条に掲げました一般財源からの補助を受ける金額を改めるものでございます。病院事業運営のため、一般会計から市民病院へ補助を受けることができる8つの項目のうち、3項目について変更するものでございます。

初めの建設改良費補助金、補正予定額7,766万6,000円は、新中核病院整備事業関連の補助でございます。

次の共済追加費用補助金につきましては、追加費用の額が2,481万8,000円と確定したため、600万6,000円を減額するものでございます。

次の運営費補助金につきましては、手当の増分につきまして増額補正するものでございます。詳細につきましては、8ページ、9ページの補正予算実施計画説明書でご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。初めに、1、給料、289万5,000円の減につきましては、職員の

退職・人事異動による減でございます。

次に、2、手当、1,663万8,000円の増額につきましては、通勤手当、時間外手当の増額でございます。

次に、5、賃金、1,084万5,000円の減額につきましては、非常勤医師の賃金の減額でございます。

次に、6、法定福利費、289万8,000円の減額につきましては、職員の退職・人事異動及び共済費の追加費用の率の確定による減でございます。

以上、市民病院に係る病院事業会計の補正予算でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑をお願いいたします。

（「1点だけ」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 賃金で非常勤医師のことの説明をお願いします。

○委員長（増渕慎治君） 上村総務課長。

○病院総務課長（上村好夫君） 非常勤医師の賃金につきましては、大学から大学の非常勤医師として35名ほどの外来診療とか当直日直を行っていただいておりますが、そちらのほうに寄附講座によりまして内科医師が1名ほど27年度は増いたしましたので、その関係で、非常勤医師のほうの人数が減りました。そういった関係で、当初予算よりも非常勤医師のほうの賃金のほうで不用額が出ましたので、減額いたしますということです。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） よろしいですか。はい。

それでは、質疑を終結いたします。

これより議案第12号の採決をいたします。

議案第12号「平成27年度筑西市病院事業会計補正予算（第4号）」のうち所管の補正予算について、賛成者の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増渕慎治君） 挙手全員。

よって、可決されました。

（「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） それでは、病院と教育委員会の入れかえをお願いします。

〔執行部入れかえ〕

○委員長（増渕慎治君） それでは、次に、教育委員会所管の審査に入りたいと思います。

議案第3号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、教育委員会所管の補正予算について説明をいただきたいと思っております。

まず最初に、鈴木学校給食課長。

○学校給食課長（鈴木忠夫君） それでは、議案第3号、学校給食課所管の補正予算第9号についてご説明申し上げます。

平成27年度事業費の確定に伴う歳入歳出の補正でございます。予算書10ページ、11ページをお開き願います。第4表、地方債補正変更の学校給食センター整備事業でございます。事業費の確定に伴い、補正前限度額から400万円を減額し、限度額を5,170万円とするものでございます。

続きまして、16、17ページをお願いいたします。歳入でございます。款22市債、目10教育債、学校給食センター整備事業費の確定に伴い、学校給食センター整備事業債400万円を減額補正するものでございます。

続きまして、38、39ページをお願いいたします。歳出でございます。款10教育費、項6保健体育費、目3学校給食費、学校給食センター整備事業の下館学校給食センター解体・跡地整備工事費確定に伴い、10万9,000円の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を終結いたします。ご苦労さまでございます。

次に、川田施設整備課長。

○施設整備課長（川田和正君） 施設整備課長の川田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、施設整備課所管部分についてご説明申し上げます。

議案書6ページをお開き願います。一番下の欄になります。款10教育費、項3中学校費、事業名、中学校施設環境整備改修事業、金額で1億2,938万6,000円でございます。これは、国の平成27年度一般会計第1次補正予算の内示を受けたことに伴いまして、同事業を前倒しし、さらに未契約にて全額を繰り越すものでございます。詳細につきましては、歳出のところでご説明申し上げたいと思います。

続きまして、7ページをごらんいただきます。第4表、地方債補正、1、追加でございます。最後のほう、目的欄2番目の学校整備事業でございます。こちらの限度額を8,130万円といたします。

続きまして、12、13ページをお願いいたします。歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目10教育費交付金、説明欄4、学校施設環境改善交付金でございます。当初予算2億1,950万8,000円に対しまして、4,109万5,000円を増額し、総額2億6,060万3,000円とするものでございます。

続きまして、16、17ページをお願いいたします。款22市債、項1市債、目10教育債、節7学校債、説明欄1、学校整備事業債でございます。8,130万円を追加するものでございます。先ほどの交付金、それから今の市債ともに、さきに申し上げましたとおり、国の平成27年度一般会計第1次補正の内示を受けたことに伴います事業の前倒しということになります。

続きまして、38ページ、39ページをお願いします。歳出でございます。款10教育費、項3中学校費、目3中学校営繕費でございます。説明欄上段の2番目になりますが、中学校施設環境整備改修事業について、工事の監理委託料610万円、それから工事請負費1億2,328万6,000円、合わせて1億2,938万6,000円を追

加補正するものでございます。これは、下館西中学校及び下館南中学校の屋内運動場、さらに関城中学校武道場の非構造部材の耐震化を行うためのものでございます。具体的に申し上げますと、つり天井や照明器具、あるいはスピーカー、バスケットボール、そういった非構造部材の落下防止対策を行うものでございます。地震のときの安全性を確保するものでございます。

以上でございます。

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑をお願いいたします。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 財源のことなのですから、これ合併特例債は適用にならないのですか。

○委員長（増渕慎治君） それでは、川田課長。

○施設整備課長（川田和正君） 合併特例債を予定しております。

○委員長（増渕慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 総額1億二千九百何万円ということに対して、その割合が合併特例債使われるのは全額なのか部分なのかはちょっとわからないのですが、起債も何か少ないような感じに見受けるので、どうなのかなと。

○委員長（増渕慎治君） 川田課長。

○施設整備課長（川田和正君） 財源のほうですが、国の補助金と、それに伴う負担分の95%を合併特例債対象で、残り5%が一般財源というふうな状況です。

（「そうですか、では、いいです」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） そのほか。

稲川委員。

○委員（稲川新二君） 施設整備の関連で、どうしてもこの時期にお聞きしておきたいのですけれども、今回予算の中で空調設備の整備が出されました。例えば通った場合に、きょうもすごく暖かいのですけれども、どのタイミングで整備なさるのか、ちょっとお聞かせ願えれば、どういう考えがあるのか。

あと、例えば空調設備の工事にかかわる契約形態ですけれども、各その中学校の地域の業者なんて使うようなお考えなんかあるかどうか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○委員長（増渕慎治君） 川田課長。

○施設整備課長（川田和正君） 整備の時期でございますが、今回の予算は国のほうからの交付金等でございます。通常でございますと、大体国から内示があるのは5月中旬以降ぐらいの時期に国のほうから内示があるわけなのですが、その内示を受けまして、それからの発注ということになりますので、6月中に入札を行えばベストかなというぐらいの状況になります。

それから、業者に関しては、こちらに関しては施設整備課の権限ではございませんので指名選定委員会のほうで指名することに、指名できましたら、一般競争入札になるかとは思いますが、その点については何の申し上げようもございません。

○委員長（増渕慎治君） 稲川委員。

○委員（稲川新二君） 通ればですけれども、例えば予算がついて、結局夏休み入ってからついていたの

では意味ないので、なるべく子供たちのためを思えば早目早目に対応なさっていただきたい要望と、あとは地域の活性化もありますので、ぜひそういった工事業者も地元にありますから、ぜひそういった者を使っただけならばと稲川が言っていたってちょこっと言って……。要望でございます。ちょっと外れましていつも済みませんでした。

○委員長（増淵慎治君） いや、大丈夫です。

そのほか。

（「済みません、追加」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 1点。さっきの体育館のつり天井の落下防止だとかということなのですが、あと、残っている体育館とか、残っている耐震化というのはどうですか。

○委員長（増淵慎治君） はい、どうぞ。

○施設整備課長（川田和正君） 今回、下館西中学校、下館南中学校、それから関城中学校の武道場と3カ所、残っておりますのは、今度、西中学校の武道場、それから下館南中学校の武道場、その2つだけでございます。

○委員長（増淵慎治君） そのほか。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 今回はそこまでは内諾とれないのですか。

○委員長（増淵慎治君） はい。

○施設整備課長（川田和正君） 今回はこの3カ所だけを交付金申請しております。その理由としては、下館南中学校それから下館西中学校については体育館のほうを先にやりたいということで、武道場も一緒にやってしまうと、剣道、柔道やる場所なくなってしまうので、そういったことで、武道場につきましては1年おくらせて実施したいと思います。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を終結いたします。どうもご苦労さまでございます。

次に、高島文化課長。

○文化課長（高島健二君） 文化課から説明申し上げます。よろしく申し上げます。

それでは、「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、文化課所管の補正予算について説明します。

予算書14ページ、15ページをお開き願いたいとおります。歳入でございます。款18寄附金、項1寄附金、目10教育費寄附金、103万9,000円の補正をお願いするものでございます。平成27年10月6日につくば市在住の天賀谷茂様より100万円、平成27年11月13日に筑西市在住のハワイアン愛好会代表の柳田幸子様より1万7,265円、平成28年2月12日に筑西市在住のようさん千代の会代表の比氣斌弘様より2万1,323円、合計で103万8,588円の文化振興基金に対する指定寄附がございました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を終結いたします。ご苦労さまでございます。

最後に、谷口スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（谷口充男君） スポーツ振興課の谷口です。よろしく申し上げます。

議案第3号、スポーツ振興課所管の補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

予算書10ページ、11ページをお開き願います。第4表、地方債補正、旧市民プール解体事業でございます。旧市民プール解体工事が12月に完了し、事業費の確定に伴い、1,650万円を減額して補正予算として計上したものであります。

次に、都市災害復旧事業2,680万円でございますが、次にご説明します体育施設災害復旧事業費の決定により、新たに計上するものでございます。

続きまして、12、13ページをお開き願います。一般会計、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目10教育費国庫補助金、節3保健体育費補助金、細節5、体育施設災害復旧費補助金1,798万1,000円の減額でございます。9月の台風18号による豪雨災害による鬼怒緑地公園の復旧工事費が確定したことにより、補助対象分工事費に対し補助金が決定し、当初予算に対し減額し、補正予算として計上したものであります。

続きまして、16、17ページをお開き願います。款22市債、項1市債、目11災害復旧債、節1公共土木施設災害復旧事業債、細節2、都市災害復旧事業債2,680万円でございますが、第4表の地方債補正でご説明したとおりでございます。

続きまして、歳出でございますが、38、39ページをお開き願います。款10教育費、項6保健体育費、目2体育施設費、節15工事請負費の旧下館市民プール解体工事費2,099万6,000円の減額でございます。旧下館市民プール解体工事の確定に伴い、減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑をお願いいたします。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 市民プールの跡地の利用計画はどのようなでしたっけ。

○委員長（増淵慎治君） 谷口課長。

○スポーツ振興課長（谷口充男君） 先ほど12月確定ということだったのですが、マラソン大会時の駐車場として利用するのに間に合うことができました。現在のところ駐車場ということで整備しております。

○委員長（増淵慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 今後の計画はまだなかったですか。

○委員長（増淵慎治君） 谷口課長。

○スポーツ振興課長（谷口充男君） 都市公園事業として都市整備課の公園街路関係で大きな下館総合公園という形で計画しているものであって、私どもとしては今のところ教育委員会、スポーツ振興課でどうこうという計画はございません。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

○委員長(増淵慎治君) ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(増淵慎治君) それでは、質疑を終結したいと思います。

それでは、以上で議案第3号について各部の説明、質疑が終了いたしました。

これより採決したいと思います。

議案第3号「平成27年度筑西市一般会計補正予算(第9号)」のうち、所管の補正予算について賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(増淵慎治君) 挙手全員。

よって、本案は可決されました。皆さん、ご苦労さまでございます。

以上で、福祉文教委員会の審査を終了いたします。

執行部の皆さん、どうもお疲れさまでございました。

[執行部退席]

閉 会 午後 0時26分